

技術のおたずねにこたえて

〔おたずね〕

ログハウスが最近、法的に建て易くなったと聞いていますが、どのようなことなのかを教えてください。

(A市S建築設計事務所)

〔おこたえ〕

ログハウスはつい最近まで建築基準法にない特殊な建物として扱われ、建てようとする場合には建築基準法第38条による複雑な手続きを必要としました。これには少なからぬ時間と費用を要するので、個人的に建てようとする場合には現実的には無理と言わざるを得ませんでした。このことは無許可で建てられるいわゆる違法建築のログハウスをばびこらせる原因ともなり、ログハウス愛好者の大きな不満となっていました。また、米国などからはこのような制度が木材製品輸出の関税外障壁となっているとの指摘が強まってきました。そこで建設省では昭和61年に建設省告示として

「丸太組構法技術基準」を制定しました。この告示に従えば一定の範囲内で自由に建てることのできるようになったわけです。建築確認申請も市役所などの建築指導課で一般の住宅の場合と同じように受けられます。自由にとは言っても建物の面積は150㎡以内とか高さ7m以内とか耐力壁の設け方とかについての細かい規定があるので是非建設省告示をご覧ください。詳しい内容については解説書(例えば、日本建築センター発行「丸太組構法技術基準・同解説」)も発行されています。告示の範囲を超える建物、例えば150㎡を超えるような大きな建物については従来通り建設大臣の特認を受ける必要があります。この場合も構造実験の一部簡素化など認定事務の簡略化・迅速化が期されているので、従来よりも取りやすくなっています。詳細は建設省の委託を受けて構造評定を行っている(財)日本建築センター評定部住宅課(電話 03 - 434 - 7166)に直接お問い合わせください。

(林産試験場 性能開発科)